平成２６年（フ）第１４８号
埼玉県熊谷市妻沼1487番地２
債務者　高山　保夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６３号
埼玉県本庄市若泉１丁目２番27号
債務者　渡辺ミツオことワタナベ　アレクサンドロ　ミツオ　デ　パイバ
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３５５号
千葉市花見川区横戸町14番地４
債務者　鶴岡　増美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３１号
千葉県船橋市西習志野１丁目15番19号　ジュネパレス北習志野第２―204号
債務者　布施　正見
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
千葉県八街市大木670番地166
債務者　國本　正行
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県印西市木下東１丁目４番地14　クレストールミカド２―202
債務者　川越　啓隆
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１３号
千葉県印西市木下東１丁目４番地14　クレストールミカド２―202
債務者　川越かおる
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２９号
千葉県印西市大森2532番地２　印西マンション401号
債務者　堤　伊三雄
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６９号
高知市桟橋通３丁目25番１―503号
債務者　吉田　仁美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６４０号
大阪市旭区高殿２丁目９番17―806号
債務者　井上　　章
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６号
愛知県豊橋市前田町２丁目７番地６
債務者　大森　令子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３０号
愛知県豊橋市神野新田町字タノ割57番地の３
債務者　山田　記由
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１００２号
横浜市戸塚区戸塚町4138番地１　メゾン・Ｍ．Ｉ101号
債務者　井伊しのぶ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３７号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目11番地２　パインハイツＣ―101号
債務者　角田　幸作
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５９号
横浜市戸塚区上柏尾町264番地　サンモールＢ―101号
債務者　鈴木　春美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６９号
横浜市南区永楽町２丁目17番地43
債務者　別所　辰己
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７０号
横浜市南区永楽町２丁目17番地43
債務者　別所　郁代
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部